

# 悪質なリフォーム事業者に ご注意ください!!

法律で省エネ基準への適合が  
義務化されているのは  
「全ての新築住宅・非住宅」です。  
今お住まいの住宅は、  
省エネリフォームをしなくても  
法律違反にはなりません！※

※増改築をするときは、  
増改築を行う部分が省エネ基準に適合する必要があります。



## 悪質リフォームの被害にあった場合は

訪問販売等で契約してしまった場合、契約書面を受け取った日から原則8日以内に書面または電磁的記録(電子メールの送付等)で通告すれば契約解除(クーリング・オフ)ができます。

- クーリング・オフの方法(電子メール等の電磁的記録によることもできます。)
- 「契約解除通知書」と題して、「契約日」、「工事名」、「契約金額」、「リフォーム事業者・担当者名」、「契約者の氏名・住所」に加え、契約解除する旨をハガキなどの書面に記載します。
  - 表裏コピーを取り、特定記録郵便や簡易書留など「出した日付」がわかる方法で送ります。
  - コピーと特定記録郵便などの受取証は大切に保管してください。

おかしいな?と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

お問い合わせは

住まいのダイヤル

03-3556-5147

電話受付時間 10:00～17:00  
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

住宅リフォーム事業者団体登録制度  
お近くの安心できる  
リフォーム業者の検索はこちら



詐欺に関するご相談は

警察相談専用電話

#9110

電話受付時間 8:30～17:15  
(土、日、祝休日、年末年始を除く)

※自治体によって異なります。  
※時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き直通又は音声案内で対応します。

契約に関するご相談は

消費者ホットライン

188

電話受付時間 自治体によって異なります。  
窓口が開所していない時間帯は窓口の名称、  
電話番号及び受付時間をご案内いたしますので、  
開所している時間帯におかけ直しください。